

2023-2025 年度課題別研修「食品安全行政」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下、「JICA九州」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた食品安全行政分野の開発の中核を担う人材に対し、食品製造、加工、流通、調理、販売等の安全確保に責任を負う省庁や地方自治体、検査機関におけるネットワークの構築と強化を達成するべく、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 北九州国際技術協力協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、食品安全・衛生行政分野に関して学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有し、産官学民から多様な講師を招請することのできる機関であるとともに、長年研修を実施した実績により各国のニーズや情報、研修実施に関する知見が蓄積され、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023-2025 年度課題別研修「食品安全行政」
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023 年度）：2023 年 9 月 17 日～2023 年 10 月 25 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2023 年度）：2023 年 8 月 1 日～2024 年 1 月 15 日（予定）
※2024 年度、2025 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
- なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。
- ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報

及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2023年度案件を第1回目として受託し、2025年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2023年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年4月13日(木)10時から 2023年4月27日(木)16時まで
	提出場所	JICA九州 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください)
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年5月9日(火)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください)
	請求締切日	2023年5月15日(月)
	回答予定日	2023年5月16日(火)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

2023-2025 年度課題別研修「食品安全行政」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2023 年度に係るものである。2024 年度、2025 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2023 年度課題別研修「食品安全行政」

(2) 技術研修期間（予定）

【来日研修】2023 年 9 月 17 日～2023 年 10 月 25 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 : 9 名

2) 研修対象国 :

ベトナム、モンゴル、バングラデシュ、キリバス、パレスチナ、ケニア、ソマリア、アンゴラ、北マケドニア共和国

3) 研修対象組織・対象者 :

食品製造、加工、流通、調理、販売に係る安全確保の責任を負う所管省庁で、一連の当該安全確保に責任を負う管理者・検査官

(4) 研修使用言語 :

英語

(5) 研修の背景・目的 :

食品の安全性の確保は全世界共通の課題である。特に途上国においては、飲食物を介した各種疾病が深刻な状況にあり、住民の保健水準の改善のために食品の安全性向上が求められている。多くの開発途上国において下痢が蔓延していることも、飲料水や食品の安全性に問題があることを示唆している。また、先進諸国からの食品の安全性に対する要求が高まる中、食品輸出促進のための国際競争力を高める観点においても、食品検査体制の強化が不可欠である。

衛生管理規則の強化（HACCP の義務化等）を進める開発途上国も増加しつつあることから、指導・監視にあたるべき食品安全行政に携わる技術系行政官には広範な知識と技術が要求されるようになっており、本分野の人材育成

が急務となっている。

この課題解決のため、本研修では、FAO/WHO 合同食品規格委員会における国際水準の策定に参加してきた日本の実績を活用し、食品衛生行政官・検査官を対象に、生産・加工・流通・消費までの食品衛生行政体系、政策・法規、食品安全のためのリスク分析、食品製造業の監視指導、さらに地方自治体や検査機関等の役割と連携体制などについて実践的な研修を行う。本研修を通じて食品衛生における調査から対処までの一連の流れを体系的に理解し、研修参加国において取り組むべき改善案を纏める。

(6) 案件目標

自国の食品製造、加工、流通、調理、販売等に係る安全確保に責任を負う省庁、地方自治体、検査機関のネットワークを構築・強化するための行動計画を策定する

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 日本及び研修参加国の食品安全に関する役割と連携体制、政策が共有され、自国の課題が明らかにされる
- 2) 日本の食品安全に関するライセンス、監視・検査体制および食品取扱業者の取り組みや検査機関の役割について説明できる

(8) 研修内容

1) 研修項目

- ア. ジョブレポート発表（各国の現状や取り組みに係る情報共有）
- イ. 日本における食品衛生水準向上に関する取り組みの歴史
- ウ. 食品衛生の行政体系
- エ. 日本の食品衛生法
- オ. 食品安全監視体制と食中毒対策及び輸入食品の検査体制
- カ. 日本における WTO, Codex 対応
- キ. 食品衛生における地方自治体の役割
- ク. 市場の監視指導體制
- ケ. 食品衛生管理における事業者の取り組み
- コ. 食品安全委員会の役割と食品のリスク分析
- サ. 食品衛生におけるリスク管理
- シ. 衛生研究所の役割
- ス. 食品関係施設の衛生管理（乳処理、食肉処理、学校給食、スーパーマーケット、レストラン）
- セ. アクションプランの作成・発表

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年8月1日～2024年1月15日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

食品の安全確保に責任を負う管理者、検査官を対象に、日本の食品衛生に関する政策、法律および地方自治体や検査機関等の役割と連携体制等の講義や見学を行う。研修を通じて食品衛生における調査から対処までの一連の流れを体系的に理解し、研修参加国において取り組むべき改善案を纏める。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告

- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上